

第12章

その他

以下の措置は、今回の報告書の国・地域としては対象外であるが、昨今、導入され、貿易歪曲効果を有する措置であることから、取り上げるものとしたものである。

(1) アルゼンチンの非自動輸入ライセンス制度

<措置の概要>

アルゼンチン政府は、2008年11月に金属製品（エレベータなど）等約400品目について輸入事業者・輸出事業者・輸入物品の価格、数量などの情報を添えた申請を義務付ける非自動輸入ライセンス制度を導入したが、2011年2月には、この対象品目が約600品目に拡大された。

さらに、アルゼンチン政府は、輸出入均衡要求（例えば、1ドルの輸入を行う条件として、同額の輸出または国内投資を求める措置）や輸入を抑制することなどを目的とした国産化要求なども行っている。

また、2012年2月には、事前輸入宣誓供述制度（DJAI）を制定した。このため、輸入をしようとする事業者は、輸入手続きに着手する前に、指定された事項を連邦歳入庁（AFIP）に登録し、事前承認を得ることが必要となった。

なお、2013年1月、非自動輸入ライセンス制度は廃止されたが、その他の措置（事前輸入宣誓供述制度、輸出入均衡要求など）は依然として継続していた。

<国際ルール上の問題点>

輸出入均衡要求については、ライセンス発給の要件としてアルゼンチン産品の輸出等の要求に応じる必要があることから、輸入規制を原則禁止するGATT第11条に違反する。また、輸出入均衡要求は

具体的法令に基づかない口頭指導による輸入制限であるため、貿易規則の公表等を定めるGATT第10条にも違反する。

事前宣誓供述制度についても、ライセンスの発給においてアルゼンチン当局による恣意的な裁量が介在する制度であることから、GATT第11条に違反する。また、GATT第10条及び輸入ライセンス協定第1条、第3条、第5条等の透明性原則にも違反する。

<最近の動き>

2009年以降、経済産業審議官、在アルゼンチン大使館、日本の産業界からアルゼンチン政府に対して、措置改善の申入れを継続してきた。WTOにおいても、2009年以降、WTO輸入ライセンス委員会、TRIMs委員会及び物品理事会において、米国・EU等と協調して懸念を表明しており、特に、2012年3月には、日本・米国・EUを含む14カ国・地域がWTO物品理事会において共同で懸念表明を行った。しかしながら、依然として改善が認められなかったため、同年5月にはEUがアルゼンチンに対し、WTO協定に基づく二国間協議要請を実施した。我が国は、産業界（日本貿易会、日本機械輸出組合、電子情報技術産業協会、日本商工会議所等）による改善要望も踏まえ、同年8月、米国・メキシコとともに二国間協議を要請し、同9月にジュネーブにおいて協議を実施した。しかしながら、満足のいく解決を得られなかったことから、同年12月、日本は米国・EUとともにパネル設置要請を行った。パネルは2013年1月に設置され、2014年8月、アルゼンチンの輸入制限措置はGATT第11条第1項（数量制限の一般的廃止）に整合しないとの日本、米国、EUの主張を全面的に認めるパネル報告書が公表された。2014年9月、アルゼンチンはパネルの判断を不服として上訴を行ったが、

2015年1月、上級委員会は本件措置について報告書を公表し、パネル報告書を支持し、アルゼンチンにWTO協定に従って措置を是正するよう勧告した。なお、GATT第10条及び輸入ライセンス協定第1条、第3条、第5条等の透明性原則については、パネル及び上級委員会は判断していない。

アルゼンチンの履行期限は2015年12月末であったところ、2015年12月31日に事前輸入宣誓供述制度(DJAI)を撤廃し新たに輸入総合モニタリングシステム(SIMI)を使った輸入ライセンス制度を導入した。同制度では、一時輸入以外の全ての輸入について輸入ライセンスが必要とされ、全体の87.6%が自動輸入ライセンス品目、残りが非自動輸入ライセンス品目(繊維、履き物、自動車・電子部品等)となっている。なお輸出促進や貿易手続きの簡素化等の観点から、自動車・電子部品等が非自動輸入ライセンス品目から段階的に除外されていたが、2020年1月、電子・電化製品、自動車、二輪車、自動車部品が対象に追加され、非自動輸入ライセンスの対象品目は全体の約15%に拡大した。

なお、同制度では非自動輸入ライセンスの発給に関与する各政府機関はそれぞれ「10日以内に申請を判断する」としつつも「必要な場合には延長できる」と規定されている。これまでは申請後最大72時間程度で非自動輸入ライセンスを取得出来ていたが、対象品目が拡大された2020年1月以降、審査に時間を要している案件が出てきており、WTO協定に整合的な運用がなされているか、我が国は引き続き、アルゼンチンの履行状況について情報収集する。

(数量制限に関する論点の詳細については、Ⅱ部3章 主要ケース(4)参照。)

(2) トルコのゴム製タイヤに対する関税評価措置及び輸入追加関税措置

<措置の概要>

2016年5月、トルコ政府は、ゴム製タイヤ2品目について、関税評価単位を5ドル/kgとし、関税評価単位5ドル/kgを超えない製品に対する輸入監督措置の手段・規律を定める措置を導入した。

さらに、2016年9月に、同製品についての実行税率を譲許税率ぎりぎりまで引き上げる追加関税

措置を導入した。

<国際ルール上の問題点>

トルコ政府は、本規則に基づいて実際の取引額が5ドル/kg未満の製品の関税評価額を本規則で定められた関税評価単位(5ドル/kg)に補正し課税する運用を行っており、同措置は、関税価格は実際の価格に基づくものと定めているGATT第7条及びGATT第7条の実施に関する協定(関税評価協定)第1条第1項・第7条第2項(f)(g)等違反に当たる可能性がある。

また、その後同年9月に導入された追加関税措置と相まって、実行税率が譲許税率を超えることとなっており、譲許税率を超える関税は免除されると規定するGATT第2条にも違反する可能性がある。

<最近の動き>

本措置の導入以降、我が国はトルコ政府に対し、本件に対する詳細な説明を求めるとともに我が国の懸念を表明。これを受け、2017年4月、トルコ政府は、関税評価単位を5ドル/kgから3ドル/kgとすることを公表し、これにより関税評価措置による日本企業への影響は改善された。しかしながら、実行税率は依然として譲許税率ぎりぎりまで引き上げられており、必要に応じてトルコ政府に追加関税措置の是正を申し入れるべく、今後も動向を注視する。

(3) トルコの鉄鋼製品に対するセーフガード措置

<措置の概要>

トルコ政府は2018年4月27日に鉄鋼製品の輸入に対するセーフガード調査を開始し、同年10月17日、5品目(鋼板類、条鋼類、軌条、鋼管類、ステンレス鋼板類)に対し、各品目が過去3年(2015-2017)の平均輸入実績を上回った場合に、25%の追加関税を賦課する暫定措置(200日間の暫定措置)を発動。2019年5月7日、トルコ政府は、対象となる製品の輸入量の絶対的又は相対的増加及び国内産業への重大な損害又は損害を与える恐れが認められなかったとして、本措置を発動せずに調査を終了することを決定した。

＜国際ルール上の問題点＞

調査の背景として世界的な鉄鋼の過剰供給および他国の輸入制限措置、米国の 232 条措置に言及しており、「事情の予見されない発展」（関税譲許交渉時に予想できなかった事情であって、技術革新や消費者嗜好の変化等、国内産品と輸入産品との競争関係に変化をもたらすもの、と一般に解釈される）がセーフガードの発動要件とされていること（GATT 第 19 条 1(a)）との整合性に懸念があった。

＜最近の動き＞

調査開始後、我が国は政府意見書やセーフガード委員会、公聴会で懸念を表明してきた。今般、我が国の懸念を踏まえて、トルコ政府が本措置を発動せずに調査終了を決定したことを評価する。

（４）EAEU の鉄鋼製品に対するセーフガード措置

＜措置の概要＞

EAEU（ユーラシア経済連合）ⁱは 2018 年 8 月 7 日に鉄鋼製品 3 品目（熱延・厚板、冷延、表面処理鋼板）の輸入に対するセーフガード調査を開始。2019 年 8 月 8 日、EAEU は最終決定を公示し、熱延・厚板について、輸入量の絶対的又は相対的増加及び国内産業への重大な損害又は損害を与える恐れが認められたとして、セーフガード措置の導入を決定。同年 12 月 1 日より 1 年間、関税割当（無税枠）超過分につき、追加関税 20%を課すセーフガード措置を発動した。

＜国際ルール上の問題点＞

措置の背景として世界的な鉄鋼の過剰供給および他国の輸入制限措置、米国の 232 条措置に言及しており、「事情の予見されない発展」（関税譲許交渉時に予想できなかった事情であって、技術革新や消費者嗜好の変化等、国内産品と輸入産品との競争関係に変化をもたらすもの、と一般に解釈される）がセーフガードの発動要件とされていること（GATT 第 19 条 1(a)）との整合性に懸念がある。

＜最近の動き＞

調査開始後、我が国は政府意見書やセーフガード委員会で懸念を表明。引き続き日本製品への影響の軽減に向けて EAEU 調査当局への働きかけを行う。

（５）GCC の鉄鋼製品に対するセーフガード措置

＜措置の概要＞

GCC（湾岸協力理事会）ⁱⁱは 2019 年 10 月 23 日に鉄鋼製品 9 カテゴリー（1. 熱延コイル及び鋼板、2. 冷延コイル及び鋼板、3. めっき鋼板、4. 有機被覆鋼板、5. 鉄筋用棒鋼及び線材、6. 断面が円形、正方形、長方形の棒鋼、7. 溝形鋼、I 形鋼、H 形鋼（小型）、8. 山形鋼、溶接形鋼、その他熱間形鋼、9. 溶接及び継目無鋼管）の輸入に対するセーフガード調査を開始。

＜国際ルール上の問題点＞

措置の背景として世界的な鉄鋼の過剰供給および他国の輸入制限措置に言及しており、「事情の予見されない発展」（関税譲許交渉時に予想できなかった事情であって、技術革新や消費者嗜好の変化等、国内産品と輸入産品との競争関係に変化をもたらすもの、と一般に解釈される）がセーフガードの発動要件とされていること（GATT 第 19 条 1(a)）との整合性に懸念がある。

＜最近の動き＞

調査開始後、我が国はセーフガード委員会で懸念を表明。引き続き日本製品への影響の軽減に向けて GCC 調査当局への働きかけを行う。

（６）フラット・パネル・ディスプレイへの課税に関する GATT2 条違反

2017 年版不正貿易報告書 179 頁参照

ⁱ 加盟国は、ベラルーシ、カザフスタン、ロシア、アルメニア、キルギス。

ⁱⁱ) 加盟国は、サウジアラビア、アラブ首長国連邦UAE（、バーレーン、オマーン、カタール、クウェート

